

## 公益社団法人部落問題研究所 2018年度事業計画

### 1. 部落問題・人権問題に係わる分野別研究

#### 一 研究活動の基本方針

世界及び日本における平和と民主主義の危機的状況を念頭におきつつ、公益社団法人部落問題研究所（以下、部落問題研究所）の現状をふまえて研究課題及び研究方針を立てる必要がある。

##### （1）世界情勢

アメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領の登場は、世界的に、新自由主義グローバリズムの矛盾の深刻さを強烈に印象づけるとともに、地球規模で平和と民主主義の危機的状況をいっそう深刻化させた。トランプ大統領は就任後も、米朝核ミサイル対立の煽動、核兵器近代化、中東などの地域紛争誘発政策、米国における少数者・社会的弱者への排他的差別的政策、地球温暖化防止協定への攻撃など、危機を増幅する政策を続けてきた。アメリカの同盟国でも、EUなどからトランプ大統領の基本姿勢への批判が続いたが、日本の安倍晋三政権の突出したトランプ追随は、あらためて日本の対米従属の異常な深刻さを示した。そのなかで、韓国が仲介者となり米朝首脳会談が行われる見通しとなったことが注目される。

2017年に米・ロ・中など核保有大国及び日本などの妨害にもかかわらず、多数の政府とヒバクシャをはじめとする「市民社会」の努力によって、国連核兵器禁止条約が成立した。地球規模の平和と民主主義の危機的状況のなかで、覇権主義に反対する諸国政府と「市民」「市民社会」が、人類に希望を与え、世界政治の方向を左右する世界史の新局面が始まったともいえる。

##### （2）日本の政治と社会の激動

安倍政権は、立憲主義否定の暴挙を重ねつつ、対米従属の集団的自衛権行使をめざし、日本国憲法第9条改悪に執念をもって突き進んでいる。それは、戦後日本の平和主義と立憲主義の否定であり、戦後日本の政治体制を根本的に転換することにほかならない。

安倍政権は、アベノミクスの名のもとに新自由主義グローバリズム政策を展開し、そのもとで産業空洞化、非正規・長時間労働の拡大、貧困・格差・生活不安の拡大、少子高齢化の進行、地域や社会の崩壊、社会の分裂・分断が広がっている。中国脅威論、北朝鮮問題、慰安婦問題などでの排外主義的政策は、侵略戦争と植民地支配の歴史を忘却させ、改憲世論醸成を意図しているといわなければならない。

そのなかで、安保法制反対、憲法9条・立憲主義擁護の運動が起こり、戦後史上かつてない市民と野党の共闘が生まれ、新辺野古基地反対世論が本土でも高まっている。また、新自由主義政策により深刻化した貧困化に対し、多様な要求を掲げた運動がかつてない広がりを見せている。戦後日本の歴史的岐路に直面して、国民の政治的自覚と歴史意識に大きな変化が見られるといえる。さらに、市民と野党の共闘を理論的に支える理念として「個人の尊厳」が提起され、新自由主義の暴走による未曾有の人間性破壊を根本的に問う

ためにも「個人の尊厳」擁護の要求が掲げられていることが注目される。

### (3) 部落問題の解決過程と新たな問題

以上のような世界と日本の情勢のもとで、部落問題研究所の研究課題と社会的役割を明確にする必要がある。その際、部落問題研究所固有の役割に留意する必要がある。

部落問題は、基本的に解決過程にあると言える段階に達した。しかし、2016年12月に成立した「部落差別解消推進法」を利用し、自治体に同和対策事業を継続させ、「人権教育」の名のもとに「同和教育」を続行させようとする動きも起こっている。これは、部落問題解決過程の現状が一般国民に十分理解されていない状況を利用し、同和対策の永続化を策し、地域住民の交流・融和を阻害するものと言わなければならない。部落問題を利用して、市民と野党の共闘に分裂・混乱を持ち込む動きにも注意する必要がある。

部落問題の解決は、日本社会の民主主義的成熟にとってきわめて重要な歴史的達成であり、国民融合運動は画期的な市民的連帯の運動であった。今日の情勢を念頭において、部落問題解決の歴史的意義と今後の課題を明らかにする必要がある。

### (4) 部落問題研究所の課題

部落問題研究所は、財政上の大きな困難を抱え、研究機関として存在意義の明確化が迫られてきたが、「部落差別解消推進法」成立の事態もふまえ、その独自の役割をいっそう明確化して活動する必要がある。

第一に、部落問題研究所は、これまで人権、地域、これを包含する社会の諸問題について理論的実証的研究を行なうことを課題としてきたが、日本社会の民主主義的發展に寄与するため、学際的研究を重視し、そのいっそうの發展をめざす必要がある。

第二に、引き続き部落問題解決過程の到達点を検証し、今日的課題を明らかにするとともに、研究の到達点を総括して、今日求められる研究課題を明確化し、具体的研究を進める必要がある。

第三に、それらの活動と並行して、国民的文化遺産ともいえる部落問題研究所所蔵資料の活用・保存の具体的方策を立て、これを実行に移す必要がある。

## 二 各分野ごとの課題

### (1) 部落問題の歴史的研究（主任研究員 塚田孝・竹永三男）

人権や民主主義をめぐる状況と運動の今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、身分や部落問題、人権にかかわる諸問題について各時代の全社会構造の中で具体的に、とりわけ地域社会の構造との関連で把握する研究に取り組む。

1) 歴史研究部門では次の諸点を課題として研究を進める。

①史料に即した身分や部落問題に関する歴史研究、社会運動史研究などの成果もふまえて、中近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。

②前近代の身分的周縁や賤民身分を中心とする身分社会の研究を、地域社会の構造とその展開との関連において究明する。また、国際的視野での比較史的研究に取り組む。

③近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにすることを軸に地域史の再構成をめざす。身分遺制の問題に加え、ハンセン病問題や「行き倒れ」など近現代

日本の人権問題とそれに関連する社会運動などの諸問題を歴史的に解明する研究に取り組む。

④『部落問題解決過程の研究』の成果を総括して発展させる歴史的研究の課題の設定と、その実践に取り組む。その際、部落問題の歴史的研究の蓄積と成果に逆行する研究に対する批判的検討を行う。

2) 2017年度に終了する科学研究費助成事業（科研費）による「行き倒れに関する国際的比較地域史研究—移動する弱者の社会的救済・行政的対応の研究」（研究代表者：藤本清二郎、基盤研究(B)）の成果をとりまとめ、さらに発展させる。

3) 研究会の開催と研究成果の発表については、以上の研究を進めるため、歴史研究会を計画的に開催するとともに、合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係も強め、その成果を『部落問題研究』誌及び第56回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

## (2) 現代部落問題論・人権論の研究（主任研究員 奥山峰夫）

今日、日本国憲法の定める平和的生存権をはじめ諸権利が危機に直面しており、社会権（生存権、教育を受ける権利、労働権など）もますます縮減、空洞化させる傾向が著しい。地方自治体においても、地方「行革」により教育、文化、福祉、医療などを削減する一方で、「人権行政」「人権施策」の名による事実上の同和行政の継続と見られる場合もある。また、人権を単に個人（私人）相互間の意識の問題として「人権啓発」に集約する傾向も見られる。さらに、事実・実態を無視ないし軽視して「部落差別」が「隠然と、根強く存在する」という一面的な議論もある。そのような中で、2016年12月には部落差別の現存を前提とし、これについての相談体制、教育・啓発、実態調査を国と地方公共団体が分担・協力して行なうとする「部落差別解消推進法」が成立した。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる。

1) 特別法にもとづく同和行政の実施以来、半世紀近くになるが、実態調査資料等の存在するなど条件のととのった地域をとりあげ、その後の変化と今日の地域の課題を探る。

2) 2000年の人権教育・啓発推進法以降、「人権行政の推進」「人権文化のまちづくり」のためなどと称して、「人権問題意識調査」がいくつもの地方自治体によって実施されている。これらの調査には、今日ますます重要性をます社会権に関する問題はほぼ無視されおり、そのため今日の地域社会に生きる人々の直面する人権課題を鮮明にするものとはなっていないし、人権教育・啓発推進法に規定されて、人権を人々の意識の問題に矮小化する傾向が顕著である。これらを批判的に検討する。

3) 「部落差別解消推進法」の成立をうけ、部落問題解決に逆行する動きがとりわけ地方自治体で生じている。そうした動向を注視し、資料を収集して、求められる研究活動を進める。

4) ヘイトスピーチ問題について、そのよって来たところを追究しつつ、これを法的に規制すべきとの議論について、「部落差別の法規制」も念頭におきながら検討する。

5) 地域における人権諸課題—貧困、福祉、介護、医療、ハンセン病問題など—についての実証的研究に取り組む。

## (3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究（主任研究員 梅田 修）

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表する（2008年3月）とともに、小学校・中学校・高校を対象にした「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表した一第一次（2009年10月）、第二次（2013年10月）。これらを契機にして、人権教育の指導方法が人権教育施策として具体化される状況がすすんでいる。これと軌を一にして、安倍政権による「教育改革」が強引に推進されてきている。道徳の教科化が小学校（2018年度）、中学校（2019年度）で実施される。また、学習指導要領の改訂（2017年3月）によって、2020年度から授業時間数の増大、小学校高学年での英語の教科化などの本格実施が予定されている。

こうした状況をふまえ、次の研究課題を設定する。

1) 国・地方自治体の人権教育施策を批判的に検討するとともに、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究を積極的にすすめる。

2) 人権を国民相互間の問題に矮小化し、もっぱら国民の意識を問題にする人権啓発を批判し、地域における自主的な人権学習のあり方を検討する

3) 教育委員会制度の改悪、道徳の教科化、教科書の「国定」化、政治教育の制約、学習指導要領の改訂などによる安倍政権の「教育改革」を批判的に検討する。

#### （4）人権に関わる文芸の研究（主任研究員 秦 重雄）

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根強い」言説の打破、差別克服にあたっての、文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。

なお、研究の指針は、従来通り、次の4点とする。

1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。

2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。

3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。

4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会については、「思想・文化」分科会の運営を従来通り、文芸研究会が担当する。

#### 2. 部落問題の解決過程に関する研究成果の普及

##### （1）共同研究実施の意義

共同研究を実施した意義は、「なお多くの課題を残しているとは言え、封建的身分の残滓である部落問題が基本的に解決したと言い得る段階に達したと考えられ」る今日、部落

問題研究所が、創立60周年にあたり、「部落問題の解決を日本国民が達成した歴史的事実として解明」し、「この事実を生み出した歴史的諸条件を分析し、総括する」ことになった。

(2) 研究成果の刊行

『部落問題解決過程の研究』第1巻(歴史篇)

『部落問題解決過程の研究』第2巻(教育・思想文化篇)

『部落問題解決過程の研究』第3巻(現状分析・理論篇、資料篇Ⅰ)

『部落問題解決過程の研究』第4巻(資料篇Ⅱ)

『部落問題解決過程の研究』第5巻(年表篇)

第1巻～第4巻の刊行に続き、第5巻(年表篇/2016年)の刊行によって全5巻が完結した。引き続き、全5巻の普及に努める。

(3) 共同研究の成果を反映させた、部落問題研究所編『ここまでの部落問題の解決』(2017年刊行)の普及に努める。

3. 部落問題研究者全国集会などの開催

(1) 第56回部落問題研究者全国集会の開催

2018年10月27日(土)～28日(日)の両日、京都市内で開催する。

①全体会(27日)

②分科会(28日)―「歴史(前近代)」「歴史(近現代)」「教育」「現状分析・理論」「思想・文化」「人権と部落問題を語る会」

集会における研究成果の報告は、『部落問題研究』誌上で行う。

(2) 各分野ごとに研究会を定例的におこなう。

4. 図書資料の蒐集・保存・整備及び資料紹介に関する事業

(1) 部落問題・人権問題関係資料の収集

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸等の分野に関する関係資料の蒐集を積極的におこなう。

(2) 図書資料室の整備・充実

1)引き続き寄贈図書について整理する。これをふまえて、蔵書目録を作成する。

2)未整理資料の整理に着手する。

3)視聴覚教材・マイクロフィルム資料の目録を点検・整理する。

(3) 研究図書資料の収集

研究図書資料の収集をおこなう。

(4) 関係資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において関係資料の紹介をおこなう。

5. 機関誌・研究紀要・学術図書等の刊行

(1) 『人権と部落問題』（月刊）を毎月2300部、年12回を編集・刊行する。

PDF編集による発行を継続する。

(2) 紀要『部落問題研究』（季刊）を各500部、年4回編集・刊行する。

このうち、1冊は第55回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。

PDF編集による発行を継続する。

(3) 関係図書の編集と刊行

科学研究費助成事業（科研費）による「行き倒れに関する国際的比較地域史研究—移動する弱者の社会的救済・行政的対応の研究」（研究代表者：藤本清二郎／2015年度～2017年度）の成果を学術図書として刊行することを追求する。

## 6. 法人の機能を活用した各種サービス

(1) 学習講座の開催

1) 部落問題の理解を促進するための学習講座を開催する。

2) 島崎藤村の作品の輪読会

原則として、毎月第1日曜日に開催する。

(2) 講師の斡旋

部落問題・人権問題に対する講演会・研修会の講師の斡旋・紹介を行う。

(3) 関係資料の貸し出し

部落問題・人権問題に対する資料の貸し出し要請に対し、積極的に対応する。

(4) 相談活動

部落問題・人権問題に関する相談に積極的に対応する。

## 7. 目的を同じくする各種機関・団体との連絡・協力

全国各地で活動している研究機関・研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

## 8. 役員会等の開催

(1) 総会

定時総会を2018年5月13日に開催する。臨時総会を2018年度末に開催する。

(2) 役員会

1) 理事会を定期的で開催し、研究所の事業の運営について審議する。

2) 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

(3) 委員会

編集委員会・研究委員会を定期的で開催し、所管の事項を審議する。

(4) 所内会議

必要に応じて所内会議を開催し、事業の運営について審議する。

(5) 将来検討委員会

将来検討委員会において、部落問題研究所のあり方の検討を進める。

9. 部落問題研究所創立70周年記念事業

- (1) 第56回部落問題研究者全国集会において、記念シンポジウムを開催する。
- (2) 『人権と部落問題』2018年10月号で、創立70周年の特集を行う。

10. 会員・定期購読者・書籍頒布の拡大及び募金活動

(1) 会員の拡大

会員の協力を得て、会員の拡大に積極的に取り組む。

(2) 定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』『部落問題研究』の定期購読者の拡大に積極的に取り組む。

(3) 書籍頒布の拡大

引き続き『部落問題解決過程の研究』全5巻などの販売に取り組むとともに、一定期間経過した在庫書籍の大幅割引などの方法も取り入れながら、書籍頒布の拡大に積極的に取り組む。

(4) 募金活動

部落問題研究所の学術研究・出版活動の財政的支援を目的とした募金活動に、積極的に取り組む。